▶トピック 1
お役立ち法律ニュース
.....1

▶トピック 2
事務所ニュース.....2

▶トピック 3
なんちゃってニュース 3

平成 24 年
11 月 1 日

Vol. 2

発行元
札幌リブレ行政書士法務事務所

役立つ法律情報+生活情報をお届け

—札幌リブレ行政書士法務事務所ニュース—

リブレ速報 focus

行政書士として法的サポートで大好きな札幌を明るくすることが我々の使命。
BRILLIANT WILL, BRILLIANT LIFE ～自由を象り 人生を豊かに～

お役立ち法律ニュース

1. 知っていますか？ 契約書のお話

【お問い合わせ】
電話 ：011-769-0790
メール：info@sapporo-libre.com

契約書というふうに改まって約束を交わすことは、ビジネス上ではよくあることですし、日常生活の中にも、保険の契約をしたり、いらなくなった物を中古屋さんに売ったり、妻にダイヤの指輪をプレゼントしてあげるというその場しのぎの約束をして後から後悔したり（？）、とにかく、契約は身近に溢れているわけです。

今日はそんな契約書の基本的だけど、意外とあやふやにされていることのお話。

①署名と記名ってどう違うの？

「署名」と「記名」、なんだか似ている感じの言葉ですが、実はこんな違いなのです。

「署名」…本人が自筆で自分の名前を手書きすること。自署。

「記名」…自署以外の方法で名前を記載すること。パソコンで印刷されてたものやゴム印で押されたものです。

②捺印と押印ってどう違うの？

これまた似ている言葉ですね、「捺印」と「押印」。でもですね、言ってしまえば意味はどちらも同じです。どちらも、「紙面の上に印を押すこと」ということです。慣例としては、「署名」には「捺印」を、「記名」には「押印」がセットになっているようです。（署名捺印、記名押印）

③ハンコが無くても契約書って有効なの？

結論から言うと、「有効」です。契約書への署名、記名、捺印、押印などは、その契約に誰の意志が反映しているのかということを示すためのものです。ですが、より確実性を高めるためには、署名のみならず、合わせて捺印することをオススメいたします。欧米社会では署名のパワーが強いですが、日本はまだまだハンコ社会なので、ハンコのない契約書でも署名があれば有効ですが、不安に思う気持ちも出てくることかと思いますので、取引先や契約の相手を安心させるという意味でも、署名に合わせて捺印することをオススメいたします。

契約書において有効なのは以下の 1～3 までです。
1.署名捺印（＋住所） 2.署名のみ（＋住所） 3.記名押印（＋住所）
4.記名のみ（＋住所）←これは正式な効力とは認められません

事務所ニュース

2. 事務所ホームページ改装！

事務所のホームページのデザインを大幅に変更いたしました。トライ＆エラーの連続で、どうしたらお客様にわかりやすくて、見やすいホームページができるのか日々考えております。デザインだけでなく、記述内容もわかりづらくないか、専門用語ばかり使っていないか、前提となる背景を知っていなくてもわかるように説明できているかなど、気をつけるべき点はたくさん出てくるものですね。お客様目線を大切に、今後も精進してまいります。
事務所ホームページはコチラ → http://www.sapporo-libre.com

3. 今日から雑学王 ボジョレーヌーボーの季節

今年のボジョレー・ヌーボーの解禁日は 11/15（木）です。今月号の「今日から雑学王」の特集は、フランスのボジョレー地方でその年に収穫されたガメイ種というブドウから作られる新酒ワインであるボジョレー・ヌーボーがテーマです。
さぁ、今日知ったなんちゃってトリビアを得意げに披露しながら、ワインとチーズで晩酌なんても良いかもしれませんよ。

①ボジョレーとは試飲用のワインだった！？

もともとボジョレーとは、その年のぶどうの出来栄えをチェックするための試飲用ワインだったのです。
その製法は他のワインとは異なり、収穫した葡萄を破砕せず、そのままタンクの中で貯蔵・発酵させ、短期間でワインとして完成させるので、タンニンの含有量が少なくなるため、渋みや苦みも軽くなり飲みやすいワインになるそうです。

②フランスではボジョレーに関する法律がある

実は、フランスではボジョレーの規格や解禁日に関することが法律によって定められています。皆さん、白ワインのボジョレー・ヌーボーって見たことがありますか？もし、見たことがあるとすればそれは偽者です！なぜなら、ボジョレー・ヌーボーと名乗れるのはガメイ種というブドウから作られた赤かロゼのワインだけだと法律で定められているからなのです。

③ボジョレーを一番早く飲めるのは日本

②で触れましたが、ボジョレーについては法律により色々と取り決めがされています。その中に解禁日についても定められているのですが、日付変更線の関係で、日本がどこよりも早くボジョレー・ヌーボーが解禁されるということになるようです。流通の関係で、それよりも早く日本に入ってきますが、解禁日前に飲むことも販売することも禁止されているのです。

発行元：札幌リブレ行政書士法務事務所

札幌リブレ行政書士法務事務所について

【事務所データ】
住所：〒060-0806
北海道札幌市北区北 6 条西 6 丁目 2 番地 24 第 2 山崎ビル 7F
電話：011-769-0790
携帯：080-7028-5157（代表直通）
メール：info@sapporo-libre.com
HP：http://www.sapporo-libre.com

【取扱業務】

＜得意分野＞

▼介護事業所の経営をとことんサポート…
・介護事業設立支援（会社設立、許認可申請など）
・介護事業運営支援（実地指導対策、差別化コンサルティングなど）

▼年をとると避けられない問題のサポート…
・高齢化社会支援（相続手続き、遺言書作成、任意後見契約など）

＜その他分野＞

▼起業をするなら・お店を開くなら…
・会社設立（株式会社、合同会社、NPO 法人、一般社団法人など）
・許認可申請（飲食店、風俗店、酒類販売、建築業、宅建業など）

▼会社運営を法的手続き面でサポート…
・企業法務（契約書作成、定款変更、議事録作成など）

▼身の周りの法的手続きのサポーート…
・民事法務（離婚協議書作成、エステなどの中途解約サポートなど）

【代表プロフィール】

行政書士　安田大祐（やすだだいすけ）
生年月日：1986 年 5 月 1 日おうし座
血液型：A 型
資格：行政書士
出身：札幌市 南区 真駒内 生まれ
札幌市 東区 東苗穂 育ちの札幌っ子
（なので、札幌を明るくするための力になりたいのです）
趣味①：ギターと歌の音楽活動
（路上ライブ・BAR ライブ）
趣味②：生涯現役★海外バックパッカー
（ノープラン旅行・旅本出版企画）

■略歴
・札幌開成高等学校卒業
・北海道大学教育学部卒業
・札幌市内医療法人の法人事業部にて勤務
（札幌市内で介護事業も多数展開）
・上記医療法人を退職後、
札幌リブレ行政書士法務事務所を開業
・介護分野や相続、遺言書、任意後見など
高齢化社会分野への支援を軸に業務展開